

財政健全化計画

市では市債を発行する際に、市場金利に比べ金利が低い政府資金を優先して借り入れていました。しかし、国はこれら長期資金を、財政投融资資金、簡易保険や郵便貯金から当時の金利水準で調達しており、市場金利が当時と比べ低くなっているからとって繰上償還を認めると、国に金利の逆ざやが発生します。これを防止するために、国は地方が政府資金の繰上償還をする場合は、その金利差に相当する補償金を求めることとなっています。

平成19年度から3カ年にわたり、地方財政の健全化を目的に、5%以上の政府資金に対して、補償金を免除して繰上償還を総額5兆円の範囲で認められることとなりました。

この繰上償還を認める前提に、繰上償還を行うことにより軽減される金利負担を財政の健全化に振り向けることが条件とされています。市では、一般会計・下水道事業特別会計・簡易水道事業特別会計・水道企業会計において、それぞれ財政健全化計画を策定し、総務大臣及び財務大臣に提出し、承認されたところです。

(1) 主な内容

①公債費負担の適正化

公債費負担適正化計画に沿った、市債発行により、公債費負担の適正化を図ります。

②職員数の削減

平成17年度から平成22年度当初までに職員数を54名以上の削減を目標としています。

③物件費の削減

施設管理等において、指定管理制度などを活用し民間委託を推進し、経常的にかかる経費を削減していきます。

④歳入の確保

市が所有する遊休資産については、民間への売却を積極的に進めます。また市税や公共料金の滞納者に対しては、従前の給与・預金の差押えのほか、動産も積極的に差し押さえ、インターネット公売等を実施するほか、コンビニ収納などについても検討を進め、歳入の確保に努めます。

(2) 計画策定による効果

この繰上償還は、金利5%以上の地方債を金利の高いものから3カ年に分けて実施されます。

一般会計及び市債償還の全額を一般会計が負担している簡易水道事業については、減債基金を活用して一括償還する予定です。下水道事業と水道企業会計に関しては、市内銀行から資金調達する予定です。

年利5%以上の市債全てが対象となると仮定し、現行水準の金利で試算した場合、将来にわたり、5億3千6百万円の利子負担が軽減される見込み(表2)です。(繰上償還の総額が5兆円と決まっていることから、紋別市の5%以上の市債が全て繰上償還の対象となるかは決定していません)。

表2 借換による利息軽減見込額試算 (単位:百万円)

	対象市債残高				金利軽減 見込額
	年利 5%以上 6%未満	年利 6%以上 7%未満	年利 7%以上	合計	
一般会計	290	331	50	671	79
下水道事業	314	763	485	1,562	263
簡易水道事業	6	29	7	42	11
水道企業会計	210	366	245	821	183
合 計	820	1,489	787	3,096	536

※金利軽減見込額は、補償金免除相当額により試算

※ 繰上償還を行う会計ごとに、計画を策定しています。それぞれの会計の計画については、下記リンクをごらんください。

[一般会計財政健全化計画](#)

[下水道事業特別会計財政健全化計画](#)

[簡易水道事業特別会計財政健全化計画](#)

[上水道事業会計財政健全化計画](#)

